

令和8年2月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和8年2月17日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 市役所6階 604会議室

3 出席者〔教育長〕岩間健一

〔委 員〕平塚俊夫（教育長職務代理者）、北野大、村山こず恵、宮下
広子

〔事務局〕池田淳教育総務部長、中田利明学校教育部長、三上佳明教育
総務部次長、吉川誠学校教育部次長、稲田里織文化財保護担
当参事兼文化財保護課長、中村まさみ所沢図書館担当参事兼
所沢図書館長、伊東真吾学校教育担当参事兼学校教育課長、
渡辺純也保健給食担当参事兼保健給食課長、大庭真紀子教育
センター担当参事兼教育センター所長兼視聴覚センター所
長、川島一禎教育総務課長、小城原光貴教育総務課主幹兼教
育企画室長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、
波多野健一スポーツ振興課長、田中淳学校教育課主幹、刈谷
和哉学校教育課主幹兼健やか輝き支援室長、岩田健太郎学校
教育課主幹、佐藤篤教育センター主幹兼教育デジタル推進室
長、高鍋英彦教育センター主幹兼教育センター副所長、加藤
法祥教育センター主幹兼教育センター教育相談室長、大久保
卓司教育総務課副主幹、久門美羽教育総務課主事、森谷慎平
教育センター指導主事

〔書 記〕田畑貴史教育総務課主査、皆川博幸教育総務課主査

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 1名

6 開 会 本日の議案は、議案第26号から議案第30号の5件。ま
た、協議事項が1件。

なお、議案第29号および議案第30号については、人事
に関する審議のため、また、協議事項については、予算に関
する事項のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法

律」第14条第7項により、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。
※議事の進行上、非公開の審議は、その他の事項の後に行った。

7 議 題

○議案第26号 所沢市教育委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針（全庁ネットワーク関連分）について

○議案第27号 所沢市教育委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針（教育ネットワーク関連分）について

※関連する議案のため、一括して審議

資料に則り、川島教育総務課長から以下のとおり説明があった。

地方自治法の改正により、普通地方公共団体の各執行機関において「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定めること等が、令和8年4月1日より義務付けられた。

現在、教育委員会では本庁舎や各施設で使用している庁内ネットワークと情報システム（こちらは市長部局と共用。以降「全庁ネットワーク」と呼ぶもの。）と、市立小中学校における教育用ネットワークと情報システム（以降「教育ネットワーク」と呼ぶもの）を使用している。

市長部局と共有する「全庁ネットワーク」に関する「方針」は、事務の効率性等を考慮し、市長部局と共同策定するとともに、市長部局が策定予定の「所沢市情報セキュリティ基本方針（サイバーセキュリティを確保するための方針）」を、所沢市教育委員会の「方針」と位置付けるものである。

なお、「所沢市情報セキュリティ基本方針」は総務省から発出された「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針」に基づき策定する。所沢市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、所沢市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めており、総務省からの指針に示されている、9つの項目について規定されている。「1. 目的」には、本方針の「目的」、そのあとの「1. 定義」ではネットワークや情報システム等に関する用語の定義が定められている。「3.

対象とする脅威」には、想定される情報資産に対しての「脅威」についてどのようなものがあるのかが示されるとともに、続く「4. 適用範囲」では本方針が対象とする行政機関の範囲と、情報資産の範囲が定められている。「(1) 行政機関の範囲」の1行目に、本基本方針が適用される行政機関として「教育委員会」を含む一方、3行目のカッコ書きの部分にて、「但し、市立小・中学校における教育のために用いるネットワーク及び情報システム等、～(中略)は除く」としてあり、この但し書きの部分が、議案第27号の「所沢市教育情報セキュリティ基本方針」が対象とする範囲である。「5. 職員等及び委託事業者の遵守義務」では職員と委託事業者が遵守すべき義務と、続く「6. 情報セキュリティ対策」では具体的なセキュリティ対策の運用等について定められている。「7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施」は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するための監査及び自己点検を実施すること、「8. 情報セキュリティポリシーの見直し」では、前述の監査や自己点検を踏まえ必要に応じて情報セキュリティポリシーを見直すこと、「9. 情報セキュリティ対策基準の策定」では様々なセキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定することが定められるとともに、続く「10. 情報セキュリティ実施手順の策定」では、前述の情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定することが定められている。

つづいて、「所沢市教育情報セキュリティ基本方針」について説明する。

「教育ネットワーク」に関する『方針』については、これまで地方公共団体の他の行政事務とは異なり、教職員や児童生徒が守るべき情報資産に触れることから、自治体の情報セキュリティポリシーとは別に「教育情報セキュリティポリシー」を定めるべきという文部科学省のガイドラインに則り、令和2年度より「所沢市教育情報セキュリティポリシー」を策定し、本ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を実施してきた。基本的な構成は「所沢市情報セキュリティ基本方針」に準じたものとなっているため、詳細についての説明は省略するが、学校教育においては、教職員だけでなく児童生徒も日常的に情報システムにアクセスする機会があること、そして、取り扱う情報が多岐にわたり、かつ様々な目的で活用されること等を考慮し、セキュリティポリシーと同様、本基本方針についても、教

育ネットワークに適した内容で策定するものである。

以下質疑

(平塚委員)

情報セキュリティポリシーの資料にある専門的な用語は分からないことも多いですが、総務省が基本方針、対策基準、実施手順についてガイドラインを作成して進めるように通知しており、省庁や各都道府県の市町村ではそれに沿って進めていると思います。基本方針は示されていますが、対策基準や実施手順については、事故発生時に私たちの手の内を見られないように非公開にしているのでしょうか。また、実際にリスクマネジメントで基本方針を作って、それに沿って進めても事故が100%防げるとは限りません。その時に的確に事故発生時の対応を進められるように対応の方針や対応策、補償の関係について、教育委員会内部の担当で作成して支障がないように準備しているのか伺います。

(佐藤教育センター主幹)

対策基準、実施手順についてはセキュリティ保護の観点から非公開になっています。基本方針についても支障がない範囲でまとめたものを公開します。緊急時の対応については、セキュリティポリシーに緊急時対応計画があり、それに沿って対応できるように準備しています。

(北野委員)

所沢市情報セキュリティ基本方針の適用範囲のうち教育行政が除かれているため、その分が所沢市教育情報セキュリティ基本方針にまとめられています。所沢市情報セキュリティ基本方針の下に所沢市教育情報セキュリティ基本方針があるのではなく、横に並ぶ理解で良いでしょうか。また、なぜ教育行政は市の適用範囲外で別途基本方針を設けるのでしょうか。

(佐藤教育センター主幹)

所沢市情報セキュリティ基本方針と所沢市教育情報セキュリティ基本方針の関係性は対等です。取り扱う情報資産や対象範囲が異なるため、所沢市情報セキュリティとは別に基本方針を設けています。

(平塚委員)

これはお願いですが、民間企業でも攻撃を受けた報道がありました。教育関係においても所沢市の教育資産が損害を被らないように、また、関係者のプライバ

シーが守られるように十分配慮して進めていただきたいと思います。

(北野委員)

これはあくまで基本方針のため、この下に具体的なマニュアルができるのでしょうか。例えば、USBメモリを自宅に持って帰ってはいけないといったものが作られるのでしょうか。

(佐藤教育センター主幹)

おっしゃるとおりです。より具体的な内容はそれぞれのセキュリティポリシーの中に規定しています。

(北野委員)

具体的なマニュアルが作られ、教員や職員が徹底しなければいけないといったときに、過去にルールを守らなかったために大きな被害や損害を与えたといった事例を出すと、具体的に理解してくれると思います。

(岩間教育長)

今回は地方自治法の改正に伴い各自治体で基本方針を定めることが義務付けられ作成しましたが、もともと本市にも具体的な対応基準はあり、それに基づいて対応していたということによろしいでしょうか。

(佐藤教育センター主幹)

おっしゃるとおりです。土台となる教育情報セキュリティポリシーについては令和2年度に作成しており、それに沿って運用していました。今回は法律の改正により、公表できる形に作成したものになります。

(岩間教育長)

地方自治法の改正によって、これまでと大きく変わった点がありますか。

(佐藤教育センター主幹)

改正によって変わった点はありません。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、両議案とも原案どおり可決された。

○議案第28号 所沢市学校相談医設置に関する規則の一部を改正する規則制定
について

資料に則り、渡辺保健給食担当参事から以下のとおり説明があった。

学校相談医は児童・生徒の心身の発達段階における悩み、または、心配事に医療面から対応するため児童・生徒等から相談を受けるとともに、必要に応じ医療機関を紹介する制度として平成14年度より開始されたものである。相談対象者は小中学校の児童、生徒、その保護者及び担任等の学校職員並びに教育委員会事務局職員とし、現在は精神科医、及び、産婦人科医をそれぞれ1名ずつ設置している。令和4年度より精神科医は平沢スリープ・メンタルクリニックの平澤俊之医師、産婦人科医は瀬戸病院の瀬戸理玄医師に就任いただいているが、近年精神科への相談が急増していることから、学校相談医を増やして対応するため、資料のとおり改正するものである。また、規則第9条については、規定の整備のため削除するものとする。

以下質疑

(村山委員)

提案理由に相談件数の増加とありますが、何件増加したのか伺います。また、相談の対象は家庭や学校ですが、相談の実情ではどこの部分が深刻化したのでしょうか。

(渡辺保健給食担当参事)

相談から受診につながった件数ですが、精神科医への相談が令和5年度は17件、令和6年度は45件、令和7年度は12月末時点で64件です。相談件数はさらにあると考えられます。相談内容としては、不登校、ADHD傾向、希死念慮などがあります。

(北野委員)

学校相談医は普段どこにいて、どのような問題が発生したときにどんなコンタクトをして、どんな回答をいただけるのでしょうか。

(渡辺保健給食担当参事)

学校相談医相談制度については、教育委員会から所沢市医師会に推薦を依頼し、精神科医、小児科医と契約しています。相談医は普段は自身のクリニックにいますが、学校で相談したい問題が発生したときにクリニックへメールで相談し、医師からメールで回答をいただきます。相談医から外部受診をするように勧められた場合は受診に行きますが、場合によっては外部受診をせずにメールだけで終わるものもあると聞いています。

(平塚委員)

子どもたちの心や体に関わる問題があり、事務局職員や教員では分からないとき、対応について学校相談医にアドバイスをいただいたことがあります。非常に有益だったため、この制度を活用しながら対応していただくと良いと思います。現在、学校相談医は精神科医と産婦人科医が入っていますが、知り合いの精神科医に話を聞くと、大人の精神科医と児童精神科医では内容や対応が異なるそうです。精神科医を中心に対応するのは良いですが、課題が解決できないときは児童精神科医につながることはできるのでしょうか。

(渡辺保健給食担当参事)

平沢スリープ・メンタルクリニックの平澤医師は小児も診られる精神科医です。増員する1名についても児童精神に長けている医師を推薦していただくように所沢市医師会へ依頼します。

(宮下委員)

前は産婦人科医が入っていましたが、改正後の規則では第4条第1項第3号「その他教育委員会が必要と認める医師」に含まれるのでしょうか。また、かかりつけ医に相談することもあると思いますが、そういったときは学校相談医に話がつながっていくのでしょうか。

(渡辺保健給食担当参事)

数年間、産婦人科医への相談が1件もないため、今回小児科医を入れました。この小児科医についても発達障害のある家庭の相談ができる医師を推薦していただきたいと考えています。すでに病院に通っている方については、その医師との相談になります。

(岩間教育長)

学校相談医に繋げるにしても、繋げないにしても保護者の方と連携し、保護者の方の許可や要望に沿って行います。保護者の方が要望していない場合に、学校が勝手に学校相談医へつなげることはないです。

(村山委員)

小児科医の中で発達を診る方を相談医にするとのことですが、精神科・児童精神科両方診る医師と重なるところだと思いますが、あえて小児科医としている理由を伺います。身体面が目的なのかそれ以外の目的があるのか伺います。

(渡辺保健給食担当参事)

おっしゃるとおり重なる部分もありますが、現在学校相談医をしている平沢医師に相談は優先して行われます。運用面については、教育センターとも連携し医師と繋いでいくことも検討しています。

(村山委員)

小児科医で児童精神を診る医師のほうが保護者のハードルが下がると思います。保護者が安心して相談医に繋がるために小児科の医師と伝わる表記は良いと思います。

(岩間教育長)

改正の理由の一つに相談件数の増加があります。この3年で精神科医への相談件数が大きく増加した要因を事務局はどのように分析していますか。

(渡辺保健給食担当参事)

精神科の医師が令和5年度から平沢医師になりましたが、挨拶した際、「児童生徒について学校で抱えていることはどんどん相談していただいて結構です。」といったお話をいただき、保健給食課から学校へアナウンスしました。それにより、相談するか判断に迷うものも学校が積極的に相談するようになったこと、相談が受診につながったことが件数が増加した要因だと考えています。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

- 所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）
- 所沢市教育委員会の2月から5月までの主な行事予定について（教育総務課）
- 令和7年度請願第7号「所沢市立南陵中学校に学習支援員または特別支援教育支援員の増員配置に関する請願」について（教育総務課）
- 令和7年度請願第8号「日本原水爆被害者団体協議会 代表委員 田中熙巳氏による講演会の参加資格を「若い世代を優先する」抽選ではなく、制限をなくすこと」について（教育総務課）
- 令和7年度請願第9号「生涯学習推進センター運営協議会条例の廃止について再検討すること」について（教育総務課）
- 第36回所沢シティマラソン大会の開催結果（出場者数）について

(スポーツ振興課)

○令和7年度所沢市スポーツ大賞表彰式(次第・受章者名簿)について

(スポーツ振興課)

質疑なし

9 その他

○今後の日程

- ・教育委員会会議3月定例会：3月11日(水)

10 協議事項【非公開】

●令和8年度所沢市教育行政推進施策について

《 削除 》

11 議題

●議案第29号 教育委員会職員の人事について【非公開】

《 削除 》

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、可決された。

●議案第30号 県費負担教職員(管理職)の人事に関する内申について【非公開】

《 削除 》

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、可決された。

12 閉会 午後3時30分